

家庭学習応援事業に係るプロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、家庭学習応援事業（以下「本事業」という。）に係る受託候補者の選定を適切に行うために定める。

2 審査委員会

受託候補者の選定は、家庭学習応援事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の評価に基づき行う。

3 審査方法

事業提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、提案書等審査基準に基づき、審査を行う。

4 事前審査

(1) 参加申込書等の確認

参加資格について、提出書類をもとに事務局が確認する。要件を満たさない場合は、失格とし、プレゼンテーション及びヒアリングに参加できないものとする。

(2) 提案書等の確認

提案書等の提出物又は記載内容の不備により審査が困難な場合は、失格とし、プレゼンテーション及びヒアリングに参加できないものとする。

(3) 見積額の確認

提案額が提案上額を超過した場合は、失格とし、プレゼンテーション及びヒアリングに参加できないものとする。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 参加人数は、5人以内とし、そのうち1人は配置予定の統括責任者とする。

(2) 時間は、50分とする（プレゼンテーション20分、ヒアリング30分）。

(3) 提案は、事業提案書をもとに行うものとする。また、事業提案書と異なる提案は認めない。

(4) パソコンやプロジェクターの持込みは可とする（スクリーン、プロジェクターは市で用意するが利用は任意）。

6 受託候補者の選定

(1) 「7 審査基準等（2）審査項目と配点」の1 業務内容と2 実施体制及び教材については、審査委員が評価を行い、項目ごとの平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を求め、その合計を評価点とする。

(2) 「7 審査基準等（2）審査項目と配点」の3 実績と4 見積額については、事務局が集計を行い、評価点を求める。

- (3) 上記(1)、(2)の合計を合計評価点とする。
- (4) 最低基準点は、見積額の配点を除いた合計の6割とし、受託候補者は、最低基準点以上の者の中から選定する。
- (5) 審査の結果、合計評価点が最も高い者を受託候補者とし、受託候補者の次に合計評価点が高い者を次点者として選定する。

7 審査基準等

(1) 点数化の方法

- 各審査項目につき5段階で評価し、評価に応じた乗率により点数化する。

評価	乗率	評価	点数		
			5点満点	10点満点	15点満点
5	100%	優れている	5	10	15
4	80%	やや優れている	4	8	12
3	60%	普通	3	6	9
2	40%	やや劣っている	2	4	6
1	20%	劣っている	1	2	3

- 見積額は、「(最低提案額/当該提案額) × 20点」により点数化する。

(2) 審査項目と配点

審査項目	配点
1 業務内容【55点】	
(1) 基本理念・基本目標	5点
・事業目的に則した明確な理念が示されているか ・具体的な目標(例えば、レベルアップの目標値)が明確か	
(2) 運営方法	10点
・仕様書に則した運営内容となっているか ・その他、工夫やより良い提案がされているか	
(3) 指導計画	10点
・計画に無理がないか、適切かどうか ・教育に関する国の動向や本市の学力レベルを踏まえているか ・復習の組み込み方	
(4) 指導方法	
・基礎学力の定着が見込める指導方法となっているか ・家庭学習の習慣化を念頭に置いた指導方法となっているか ・学校の授業内容に合わせた復習中心の指導方法となっているか ・個々のレベルに応じた指導が行えるか ・その他、工夫やより良い提案がされているか	15点
(5) 環境づくり	
・児童生徒が主体的に家庭学習に取り組めるよう、環境面、心理面等において適切なフォローが行えるか	15点

<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が継続的に参加することのできる学習環境が整備されているか ・児童生徒にとって魅力的か 	
2 実施体制および教材【30点】	
(1) 運営組織	5点
<ul style="list-style-type: none"> ・運営組織、管理の体制が適切か ・危機管理対策および個人情報の保護についての体制が適切か 	
(2) 講師構成	15点
<ul style="list-style-type: none"> ・講師は当市が望む人材か ・講師の研修、養成、指導実績は目標の達成が見込めるものとなっているか 	
(3) 教材	10点
<ul style="list-style-type: none"> ・各学年に適したテキストが選定されているか ・家庭学習の習慣化に繋がる宿題を提供できるテキストとなっているか 	
3 実績【5点】	
・昨年度の類似事業の実施件数	5点
4 見積額【20点】	
「(最低提案額/当該提案額) × 20点」	20点

- ・配点の合計は110点とする。
- ・最低基準点は54点とする。